



平成 31 年度入札・契約制度に関する改定について

日本下水道事業団では、工事調達の競争性、公平性、公正性等を確保するため、入札・契約制度を定めていますが、入札参加機会の拡大、受注意欲の促進並びに総合評価方式の適正化を図ることを目的として、平成 31 年度の入札・契約制度を以下のとおり改定します

1. 工事経験を有しない主任（監理）技術者の配置について

主任（監理）技術者には工事ごとに個別の工事経験を求めています。この経験がない場合でも、別に工事経験を有する技術者を配置（原則として非専任でも可）することにより、入札に参加できることとしました。

2. 土木工事又は建築工事における競争参加資格者の改定について

土木工事又は建築工事の競争に参加できる者は、原則として工事ごとに結成される特定建設共同企業体のみとしています。一定条件を満足する工事については、単体有資格業者を加えた混合入札方式にすることとしました。

3. 総合評価方式における「マネジメント難工事の施工実績」の評価基準の変更について

工事成績評定点が 65 点以上のマネジメント難工事の施工実績件数に 3 件以上の場合を新たに設け、このときの評価点を 1.5 点としました。

4. 自己評価型総合評価方式の入札手続の変更について

平成 25 年度に一部の総合評価方式の工事について、入札手続の効率化を目的に自己評価型総合評価方式を導入しましたが、この入札手続を下記のとおり事後審査方式に改め、更なる効率化を行うこととしました。

※自己評価型総合評価方式における入札手続の変更点

- ・入札参加希望者は、競争参加申請書及び自己採点表（各総合評価項目の自己評価点の一覧表）の提出のみで競争に参加できます。
- ・開札後、落札候補者に、競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出を求めます。
- ・競争参加資格及び自己評価点の内容が確認された場合に、当該落札候補者を落札者とします。

(1) 対象工事

総合評価方式のうち、入札公告に自己評価型総合評価方式と記載された流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事、電気設備工事とします。

(2) 競争参加申請

入札に参加しようとする者は、競争参加申請書及び自己採点表を入札公告に定めた期日までに契約職に提出します。

(3) 入札の執行

開札後、入札価格と自己評価点から得られる評価値の最も高い者を落札候補者とし、その者に技術資料等の提出を求め、競争参加資格の有無及び自己評価点を審査します。

(4) 落札者の決定

落札候補者の競争参加資格及び自己評価点の内容が確認された場合、その者を落札者とします。

5. 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日より適用します。

【お問い合わせ先】

○事業統括部 事業課 中筋

TEL 03-6361-7830